

都留市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

都留市長 堀 内 富 久

## 都留市条例第 16 号

都留市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(都留市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 都留市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年都留市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「指定地域密着型サービスの事業に係る」を削り、「第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により」を「第 78 条の 2 の 2 第 1 項各号並びに第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき」に、「指定密着型サービス」を「指定地域密着型サービス」に、「基準を」を「基準について」に改める。

第 6 条第 2 号中「行う」を「行い、」に改める。

第 7 条第 2 項本文中「厚生労働大臣」を「市長」に改め、同項ただし書中「第 1 項第 4 号ア」を「前項第 4 号ア」に、「厚生労働大臣」を「市長」に改め、同条第 4 項中「専ら」を「、専ら」に改め、同条第 5 項中「場合は」を「ときは」に改め、同項第 5 号中「第 66 条」を「第 66 条第 1 項」に改め、同項第 8 号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、同条第 6 項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設内」を「同一敷地内」に改め、同条第 9 項中「第 26 条第 1 項」の次に「及び第 27 条」を加え、同条第 11 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改める。

第 8 条ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「又は同一敷地内に

ある」を削る。

第 9 条の見出しを削り、同条第 4 項中「第 50 条」を「第 50 条第 1 項から第 3 項まで」に改める。

第 10 条第 2 項前段中「第 5 項で」を「第 5 項に」に改め、同項第 2 号中「磁気ディスク、CD-ROM その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 204 条第 1 項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第 15 条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「指定居宅介護支援等基準」)」を「都留市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成 30 年都留市条例第 3 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」)」に、「第 13 条第 9 号」を「第 16 条第 9 号」に改める。

第 17 条及び第 18 条中「第 8 条第 23 項」を「第 8 条第 24 項」に改める。

第 24 条第 2 項中「それらの結果」を「その結果」に改める。

第 25 条中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 26 条第 3 項中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改め、同条第 4 項中「次条第 11 項」を「次条第 10 項」に改める。

第 27 条第 2 項ただし書中「及び利用者」を「並びに利用者」に改める。

第 31 条第 2 項中「この章」を「この節」に改める。

第 33 条第 3 項中「勘案して」を「勘案し」に改める。

第 33 条の 2 第 1 項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第 34 条第 3 項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第 35 条第 1 項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 38 条の見出し中「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第 40 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市の職員」を「市の職員(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が市の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員)」に改める。

第 41 条の 2 中「次の各号に」を「次に」に改める。

第 43 条第 2 項中「5 年間」を「2 年間」に改め、同項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 7 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「第 27 条第 11 項」を「第 27 条第 10 項」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 第 24 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 44 条第 2 項中「第 43 条第 2 項第 3 号」を「前条第 2 項第 3 号」に改める。

第 48 条第 1 項第 2 号中「交通事情」を「定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情」に改め、同項第 3 号中「指定夜間対応型訪問介護」を「随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護」に改め、同条第 2 項中「厚生労働大臣」を「市長」に改め、同条第 3 項中「専ら」を「、専ら」に改め、同項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第 4 項中「場合は」を「ときは」に改め、同項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11

号とし、同条第 5 項ただし書及び同条第 6 項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第 49 条ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内の」を削る。

第 50 条第 4 項中「第 9 条」を「第 9 条第 1 項から第 3 項まで」に改める。

第 52 条中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 55 条第 2 項中「この章」を「この節」に改める。

第 57 条第 2 項ただし書中「この条」を「この項」に改め、同条第 3 項中「オペレーションサービス」を「オペレーションセンターサービス」に改める。

第 58 条第 2 項中「指定夜間対応型訪問介護の」を「、指定夜間対応型訪問介護の」に改める。

第 59 条第 2 項中「次の各号に」を「次に」に、「5 年間」を「2 年間」に改め、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 52 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 60 条前段中「夜間対応型訪問介護」を「指定夜間対応型訪問介護」に改め、同条後段中「第 10 条第 1 項」の次に「中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第 56 条に規定する重要事項に関する規程をいう。第 35 条第 1 項において同じ。)」と、同項」を加え、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービ

スを除く。))」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。))」に、「「夜間対応型訪問介護」」を「「指定夜間対応型訪問介護」」に改める。

第 60 条の 3 第 1 項第 3 号中「第 5 条」の次に「の規定」を加え、「市」を「市長」に改め、同条第 3 項中「前項の」を「前項の規定の」に改める。

第 60 条の 4 ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」を削る。

第 60 条の 5 第 2 項第 1 号イ中「ア」の次に「の規定」を加え、同項第 2 号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第 4 項中「の場合(」を「の場合において、」に、「場合に限る。))には」を「ときは」に改め、「当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った」を削る。

第 60 条の 7 第 3 項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第 5 号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第 4 項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 60 条の 9 第 6 号中「添って」を「沿って」に、「提供する。特に、認知症(法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。」を「提供するものとする。」に改め、同号に後段として次のように加え、同号を同条第 8 号とする。

この場合において、特に、認知症(法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

第 60 条の 9 中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 60 条の 12 中「(以下この節において「運営規程」という。))」を削る。

第 60 条の 13 第 3 項中「当該指定地域密着型通所介護事業者」を「指定地域密着型

通所介護事業者」に改める。

第 60 条の 15 第 2 項中「当たって」を「当たっては」に改める。

第 60 条の 16 第 2 項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第 60 条の 17 第 1 項中「指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員」を「市の職員(当該指定地域密着型通所介護事業所が市の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員)」に改め、同条第 5 項中「対しても」を「対しても、」に改める。

第 60 条の 19 第 2 項中「次の各号に」を「次に」に、「5 年間」を「2 年間」に改め、同項第 6 号中「第 76 条第 2 項」を「第 60 条の 17 第 2 項」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 60 条の 9 第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 60 条の 20 中「第 60 条の 12 に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程(第 60 条の 12 に規定する重要事項に関する規程をいう。第 35 条第 1 項において同じ。)」に改める。

第 60 条の 21 中「視程障害福祉サービス等基準」を「指定障害福祉サービス等基準」に改め、「指定放課後等デイサービスをいう」の次に「。同号において同じ」を加える。

第 60 条の 22 中「及び第 60 条の 2」を「、第 60 条の 2」に、「、第 60 条の 5 第 4 項」を「及び第 60 条の 5 第 4 項」に、「第 60 条の 12 に規定する運営規程」を「第 60 条の 12 に規定する重要事項に関する規程」に、「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」を「前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供するとき」に、「同項第 3 号中」を「同項第 4 号中」に、「同項第 4 号中」を「同項第 5 号中」に改める。

第 60 条の 23 中「第 4 節」を「前節」に改める。

第 60 条の 25 第 2 項中「従事する者」を「従事するもの」に改める。

第 60 条の 26 第 1 項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」を削る。

第 60 条の 28 第 2 項中「乗じた」を「乗じて得た」に改め、同条第 4 項中「の場合(」を「の場合において、」に、「療養通所介護以外」を「指定療養通所介護以外」に、「場合に限る。)」には」を「ときは」に改め、「当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った」を削る。

第 60 条の 31 第 2 項中「指定居宅介護支援事業」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第 60 条の 32 第 5 号中「添って」を「沿って」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 60 条の 37 第 2 項中「又は」を「、又は」に、「若しくは」を「、若しくは」に改める。

第 60 条の 39 第 2 項中「次の各号に」を「次に」に、「5 年間」を「2 年間」に改め、同項第 7 号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) 第 60 条の 32 第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 62 条第 1 項中「併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通

所介護をいう。以下同じ」を「併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう」に改め、同条第 2 項中「看護職員」を「前項第 2 号の看護職員」に改め、同条第 3 項中「看護職員又は介護職員は」を「同項の看護職員又は介護職員は」に改め、同条第 4 項中「指定地域密着型介護予防サービス条例」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」に改める。

第 63 条第 1 項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」を削り、同条第 2 項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 64 条第 2 項第 1 号イ中「にかかわらず」を「の規定にかかわらず」に改め、同項第 2 号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第 4 項中「の場合(」を「の場合において、」に、「場合に限る。）」には「ときは」に改める。

第 66 条第 2 項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第 67 条第 1 項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」を削り、「。なお、」を「ほか、当該」に、「としても差し支えない」を「ができるものとする」に改め、同条第 2 項中「研修」を「市長が定める研修」に改める。

第 70 条第 2 項中「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」を「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」に、「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」を「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」に改める。

第 71 条第 6 号中「添って」を「沿って」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 72 条第 1 項中「及び次条」を削る。

第 80 条第 2 項中「5 年間」を「2 年間」に改め、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項

第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 71 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 81 条中「第 74 条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程(第 74 条に規定する重要事項に関する規程をいう。第 34 条第 1 項において同じ。)」に、「第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、」を「第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに」に改める。

第 83 条第 6 項の表中

|                                              |                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合  | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院 |
| 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合 | 前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所                                                                 |

を

|                                                  |                                                                                        |
|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合  | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院               |
| (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合 | (1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所 |

に改め、同条第 10 項ただし書中「の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の」を「(1)の項」に改め、同条第 11 項中「厚生労働大臣」を「市長」に改め、同条第 12 項中「前項の」の次に「別に市長が定める」を加え、「第 97 条」を「第 97 条第 1 項」に改める。

第 84 条第 1 項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)

若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。))」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第 3 項中「第 113 条」の次に「、第 193 条第 3 項」を加え、「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 85 条中「従業者、」を「従業者若しくは」に、「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 87 条第 2 項第 1 号中「発揮しうる」を「発揮し得る」に改め、同項第 2 号ウ中「及びイ」の次に「の基準」を加え、「以下」を「以下この号において」に改める。

第 91 条第 3 項第 6 号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第 4 項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 92 条第 2 項中「それらの結果」を「その結果」に改める。

第 93 条第 5 号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同条第 8 号を同条第 9 号とし、同条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 6 号中「前項」を「前号」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等

を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 94 条第 2 項中「指定居宅介護支援等基準第 13 条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第 16 条各号」に、「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に改める。

第 95 条中「市(法第 42 条の 2 第 9 項において準用する法第 41 条第 10 項の規定により法第 42 条の 2 第 8 項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)」を「国民健康保険団体連合会」に改める。

第 97 条第 3 項中「行わなくてはならない」を「行わなければならない」に改める。

第 99 条第 3 項中「、利用者」を「利用者」に改める。

第 102 条第 2 項中「市介護保険事業計画」を「介護保険事業計画」に、「市町村介護保険事業計画をいう」を「市町村介護保険事業計画であって、市が定めるものをいう」に改める。

第 103 条第 2 項中「当たって」を「当たっては」に改める。

第 104 条第 1 項中「定めておかねばならない」を「定めておかなければならない」に改める。

第 106 条を次のように改める。

## 第 106 条 削除

第 107 条の次に次の 1 条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第 107 条の 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に

資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第 108 条第 2 項中「次の各号に」を「次に」に、「5 年間」を「2 年間」に改め、同項第 3 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 8 号中「第 106 条第 2 項」を「次条において準用する第 60 条の 17 第 2 項」に改める。

第 109 条中「第 101 条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程(第 101 条に規定する重要事項に関する規程をいう。第 35 条第 1 項において同じ。)」に改める。

第 111 条第 1 項ただし書中「場合において」を「場合であり、かつ」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第 5 項ただし書中「ただし」の次に「、当該計画作成担当者は」を加え、同条第 6 項及び第 9 項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 112 条第 1 項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、同条第 3 項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 113 条中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 119 条第 1 項中「第 111 条第 7 項」を「第 111 条第 5 項」に改める。

第 121 条第 1 項中「嗜好」を「嗜(し)好」に改め、同条第 3 項中「、利用者」を「利用者」に改める。

第 122 条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第 123 条第 2 号中「職務内容」を「職務の内容」に改める。

第 124 条第 2 項中「介護従業者」を「従業者」に改め、同条第 3 項中「当該」を削る。

第 126 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を

行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第 128 条第 2 項中「次の各号に」を「次に」に、「5 年間」を「2 年間」に改め、同項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 7 号中「第 106 条第 2 項」を「第 60 条の 17 第 2 項」に改める。

第 129 条中「及び第 105 条」を「、第 105 条及び第 107 条の 2」に、「第 123 条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程(第 123 条に規定する重要事項に関する規程をいう。第 35 条第 1 項において同じ。)」に改める。

第 131 条第 5 項及び第 6 項ただし書中「地域密着型特定施設」を「指定地域密着型特定施設」に改め、同条第 7 項中「できる」を「できる。」に改め、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条に次の 1 項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第132条ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」を削り、「、本体施設」を「若しくは本体施設」に改め、「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務」を削る。

第133条第4項第1号ア本文中「居室」を「介護居室」に、「する」を「すること」に改め、同項第4号中「居室」を「介護居室」に改める。

第134条の見出し中「及び契約」を「並びに契約」に改める。

第137条第1項中「、当該開始」を「当該開始」に、「、当該終了」を「当該終了」に改める。

第140条第3項中「、利用者に」を「及び利用者に」に改め、同条第6項中「作成後」

を「の作成後」に改める。

第 146 条第 2 号中「内容」を「の内容」に改める。

第 147 条第 4 項中「当該」を削る。

第 148 条中第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第 149 条第 2 項中「次の各号に」を「次に」に、「5 年間」を「2 年間」に改め、同項第 2 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 150 条中「及び第 100 条」を「、第 100 条及び第 107 条の 2」に改め、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」

と」の次に「、第 35 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 146 条に規定する重要事項に関する規程」と」を、「「2 月」と」の次に「、第 100 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第 151 条第 1 項中「第 8 条第 21 項」を「第 8 条第 22 項」に改める。

第 152 条の見出しを削り、同条第 4 項中「第 153 条第 1 項第 6 号」を「次条第 1 項第 6 号」に改め、同条第 8 項第 3 号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削り、同条第 13 項中「指定短期入所生活介護事業所等」を「指定短期入所生活介護事業所」に改め、同条第 17 項中「この場合にあつて」を「この場合において」に改める。

第 153 条第 1 項第 6 号中「医療法」を「医療法(昭和 23 年法律第 205 号)」に改め、同項第 8 号中「1.5 メートル以上」の次に「(中廊下にあつては、1.8 メートル以上)」を加え、同号ただし書中「、中廊下の幅は、1.8 メートル以上とすること。なお」を削る。

第 157 条第 3 項及び第 4 項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 161 条第 1 項中「嗜(し)好」を「嗜好」に改める。

第 166 条の 2 中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1 年に 1 回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第 167 条ただし書中「管理上」を「管理上」に改め、「同一敷地内にある」を削る。

第 168 条第 5 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改める。

第 170 条第 3 項中「に対し、その資質の向上のための」を「の資質の向上のために、その」に改め、「当該」を削る。

第 172 条第 2 項第 4 号中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 173 条の見出し中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、同条第 2 項を同条第 6 項とし、同条第 1 項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の

急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすことができる。

第173条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第173条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改める。

第 177 条第 2 項中「5 年間」を「2 年間」に改め、同項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 7 号中「第 106 条第 2 項」を「第 60 条の 17 第 2 項」に改める。

第 178 条中「及び第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで」を「、第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで及び第 107 条の 2」に、「第 169 条に規定する重要事項に関する規程」を「運用規定(第 169 条に規定する重要事項に関する規程をいう。第 35 条第 1 項において同じ。)」に改める。

第 179 条中「、第 3 節及び前節」を「及び前 2 節」に改める。

第 181 条第 1 項第 1 号ア(ウ)中「床面積等」を「床面積」に改め、同項第 4 号中「1.5 メートル以上」の次に「(中廊下にあっては、1.8 メートル以上)」を加え、同号ただし書中「中廊下の幅は、1.8 メートル以上とすること。なお、」を削る。

第 182 条第 3 項及び第 4 項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 183 条第 5 項中「当たって」を「当たっては」に改める。

第 184 条第 6 項中「褥(じょく)瘡(そう)」を「褥瘡が」に改める。

第 185 条第 1 項及び第 186 条第 1 項中「嗜(し)好」を「嗜好」に改める。

第 188 条第 2 項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「に対し、その資質の向上のための」を「の資質の向上のために、その」に改め、「当該」を削り、同項の次に次の 1 項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第 190 条中「、第 41 条の 2、第 39 条」を「、第 39 条、第 41 条の 2」に改め、「第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで」の次に「、第 107 条の 2」を加え、「第 187 条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程(第 187 条に規定する重要事項に関する規程をいう。第 35 条第 1 項において同じ。)」に、「及び第 5 号」を「、第 5 号及び第 7 号」に改める。

第 191 条中「施行規則第 17 条の 10 に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第 8 条第 23 項第 1 号に規定するもの」に改める。

第 192 条第 1 項中「指定看護小規模多機能型居宅介護事業を」を「指定看護小規模

多機能型居宅介護を」に、「行う看護小規模多機能型居宅介護」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「指定地域密着型介護予防サービス条例」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」に改め、同条第 7 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同条第 12 項及び第 13 項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 193 条第 1 項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「指定複合型サービス事業所の管理上」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上」に改め、「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定複合型サービス事業所に併設する前条第 7 項各号に掲げる施設等」を削り、同条第 3 項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 194 条中「指定複合型サービスの事業を行う事業者」を「指定複合型サービスの事業を行う事業所」に、「、訪問介護員等」を「若しくは訪問介護員等」に、「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 196 条第 2 項第 1 号中「発揮しうる」を「発揮し得る」に改め、同項第 2 号ウ中「及びイ」の次に「の基準」を加える。

第 197 条第 2 項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「提供する指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果」を「行い、その結果」に改める。

第 198 条第 1 号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第 11 号を第 12 号とし、第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を

図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 200 条第 4 項中「行わなくてはならない」を「行わなければならない」に改め、同条第 8 項中「第 7 項」を「第 6 項」に、「看護小規模多機能型居宅介護ビス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改める。

第 202 条第 2 項中「5 年間」を「2 年間」に改め、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 5 号中「第 200 条第 10 項」を「第 200 条第 9 項」に改め、同項第 6 号から第 9 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 10 号中「第 106 条第 2 項」を「第 60 条の 17 第 2 項」に改める。

第 203 条中「及び第 107 条」を「、第 107 条及び第 107 条の 2」に「第 203 条において準用する第 101 条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程(第 203 条において準用する第 101 条に規定する重要事項に関する規程をいう。第 35 条第 1 項において同じ。)」に改める。

第 204 条第 1 項中「第 203 条」を「前条」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削り、同条第 2 項中「以下」の次に「この項において」を加える。

(都留市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 都留市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 25 年都留市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る」及び「第 115 条の 12 第 2 項第 1 号並びに」を削り、「規定により」を「規定に基づき」に、「を定めるものとす

る」を「について定めるものとする」に改める。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第6条第1項中「特定施設をいう。以下同じ」を「特定施設をいう。以下この項において同じ。」に、「併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ」を「併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう」に、「併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ」を「併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう」に改める。

第7条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」を削り、同条第2項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第8条第2項第1号イ中「ア」の次に「の規定」を加え、同項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第4項中「場合(」を「場合において、」に、「場合に限る。)」には、「」を「ときは、」に改める。

第9条第1項中「次条」を「次条第1項」に改める。

第10条第1項中「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を削り、同条第2項中「指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第11条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」を削り、「。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」を「ほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」に、「従事することとしても差し支えない。」を「従事することができるものとする。」に改め、同条第2項

中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 12 条第 2 項中「第 5 項で」を「第 5 項に」に改め、同項第 2 号中「磁気ディスク、CD - ROM その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 92 条第 1 項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第 20 条中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第 23 条第 3 項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第 5 号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第 4 項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 28 条第 4 号中「第 6 条第 2 項」を「第 6 条第 4 項」に改める。

第 29 条第 3 項中「当該」を削る。

第 29 条の 2 第 1 項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第 31 条第 2 項中「当たって」を「当たっては」に改める。

第 32 条第 2 項中「次の各号に」を「、次に」に改める。

第 33 条第 1 項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 37 条第 3 項中「当該市の職員」を「市の職員」に改める。

第 38 条の 2 中「次の各号に」を「次に」に改める。

第 40 条第 1 項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員」を「市の職員(当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が市の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員)」に、「聞く機会」を「聴く機会」に改め、同条第 4 項中「、市等」を「市等」に改める。

第 41 条第 2 項中「5 年間」を「2 年間」に改め、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4

号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 第 43 条第 11 号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 43 条第 3 号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条第 14 号中「第 12 号」を「第 14 号」に改め、同号を同条第 16 号とし、同条中第 10 号から第 13 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 2 号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 45 条第 6 項の表中

|                                                  |                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合  | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和 23 年法律 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院 |
| 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合 | 前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所                                                                |

を

|                                                    |                                                                          |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| (1)当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院 |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|

|                                                     |                                                                                        |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| (2)当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合 | (1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所 |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|

」

に改め、同条第 10 項中「第 8 条の 2 第 18 項」を「第 8 条の 2 第 16 項」に改め、同項ただし書中「介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の」を「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の」に、「介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する」を「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する」に、「の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の」を「(1)の項」に改め、同条第 11 項中「厚生労働大臣」を「市長」に改め、同条第 12 項中「厚生労働大臣」を「市長」に、「第 68 条」を「第 68 条第 3 号」に改める。

第 46 条第 1 項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第 7 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。))の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 7 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。))が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 48 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成 24 年山梨県条例第 58 号。以下「山梨県指定居宅サービス基準条例」という。))第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。))又は指定訪問看護事業者(山梨県指定居宅サービス基準条例第 6 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る

職務を含む。)若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。))を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第 3 項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 47 条中「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定複合型サービス事業所」に、「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 49 条第 2 項第 1 号中「発揮しうる」を「発揮し得る」に改め、同項第 2 号ウ中「及びイ」の次に「の基準」を加える。

第 53 条第 3 項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第 6 号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第 4 項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 54 条第 1 項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 55 条中「市(法第 54 条の 2 第 9 項において準用する法第 41 条第 10 項の規定により法第 54 条の 2 第 8 項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)」を「国民健康保険団体連合会」に改める。

第 59 条第 2 項中「市介護保険事業計画」を「介護保険事業計画」に改め、「市町村介護保険事業計画」の次に「であつて、市が定めるもの」を加える。

第 60 条第 2 項中「当たつて」を「当たつては」に改める。

第 61 条第 1 項中「定めておかねばならない」を「定めておかなければならない」に改める。

第 64 条の次に次の 1 条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第 64 条の 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第 65 条第 2 項中「次の各号に」を「次に」に、「5 年間」を「2 年間」に改め、同項第 3 号から第 7 項までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 66 条前段中「、第 32 条」を「及び第 32 条」に改め、同条後段中「第 58 条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程(第 58 条に規定する重要事項に関する規程をいう。第 33 条第 1 項において同じ。)」に改める。

第 67 条第 2 項中「それらの結果」を「その結果」に改める。

第 68 条第 2 号中「指定介護予防支援等基準第 30 条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第 33 条各号」に、「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に、「指定介護予防支援等基準第 31 条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第 34 条各号」に改め、同条第 3 号中「作成するとともに」を「作成するとともに」に、「行わなくてはならない」を「行わなければならない」に改める。

第 72 条第 1 項ただし書中「において」を「であり、かつ」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第 4 項中「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 5 項ただし書中「ただし」の次に「、当該計画作成担当者は」を加え、同条第 6 項及び第 9 項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 73 条第 1 項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、同条第 3 項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 74 条中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 75 条の見出しを削る。

第 80 条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改め、同条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第 81 条第 2 号中「職務内容」を「職務の内容」に改める。

第 82 条第 2 項中「介護従業者」を「従業者」に改め、同条第 3 項中「当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」に改める。

第 84 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定

指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第 86 条第 2 項中「次の各号に」を「次に」に、「5 年間」を「2 年間」に改め、同項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 87 条中「及び第 62 条」を「、第 62 条及び第 64 条の 2」に、「第 81 条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程(第 81 条に規定する重要事項に関する規程をいう。第 33 条第 1 項において同じ。)」に改める。

第 92 条第 1 項中「この省令」を「この条例」に改め、「(電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削り、同条第 2 項中「以下」の次に「この項において」を加え、「この省令」を「この条例」に改める。

(都留市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 都留市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 27 年都留市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

目次中「人員」を「指定介護予防支援の事業の人員」に、「運営」を「指定介護予防支援の事業の運営」に、「介護予防」を「指定介護予防支援に係る介護予防」に、「基準該当介護予防支援」を「基準該当介護予防支援の事業」に改める。

第 1 条中「、第 115 条の 22 第 2 項第 1 号」を削り、「指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を」を「指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業及び基準該当介護予防支援(同号に規定する基準該当介護予防支援を

いう。以下同じ。)の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」に改める。

第2条第1項中「(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)」を削り、同条第3項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第2章の章名中「人員」を「指定介護予防支援の事業の人員」に改める。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項本文中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 当該管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防

支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第 3 章の章名中「運営」を「指定介護予防支援の事業の運営」に改める。

第 7 条第 2 項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「指定介護予防サービスをいう」を「指定介護予防サービス事業者をいう」に改め、同条第 3 項中「生じた場合には、」の次に「当該利用者に係る」を、「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第 4 項中「第 6 項で」を「第 7 項に」に、「技術を使用する」を「技術を利用する」に改め、同項第 2 号中「磁気ディスク、CD-ROM その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 34 条第 1 項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第 9 条中「当該事業所」を「当該指定介護予防支援事業所」に改める。

第 12 条中「又は利用者若しくはその家族」を「及び利用者又はその家族」に改める。

第 13 条中「法第 58 条第 2 項」を「同条第 1 項」に改め、「対価をいう。以下同じ。)」の次に「の額」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第 14 条中「前条の利用料の支払」を「前条第 1 項の利用料の支払」に改める。

第 15 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第 1 号中「(平成 11 年厚生省令第 36 号)」を削

り、同条第 4 号中「次章」の次に「(第 33 条第 29 号を除く。)」を加える。

第 16 条の見出し中「法定代理受領サービス」を「法定代理受領サービス等」に改め、同条第 1 項中「市 (法第 53 条第 7 項において読み替えて準用する第 41 条第 10 項の規定により法第 53 条第 6 項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。))に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)」を「国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。))」に改め、同条第 2 項中「市 (当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)」を「国民健康保険団体連合会」に改める。

第 18 条中「次のいずれかに」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第 1 号中「。以下同じ」を削る。

第 20 条中「として次に掲げる事項」を削り、同条第 2 号中「職員」を「従業者」に改める。

第 21 条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条第 2 項中「の業務」を削る。

第 21 条の 2 第 1 項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第 23 条の 2 中「次の各号に」を「次に」に改める。

第 24 条第 1 項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。))」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 28 条第 3 項中「当該市」を「市」に改める。

第 29 条第 1 項中「速やかに」を「、速やかに」に改める。

第 29 条の 2 中「次の各号に」を「次に」に改める。

第 30 条中「事業所」を「指定介護予防支援事業所」に改める。

第 31 条第 2 項中「5 年間」を「2 年間」に改め、同項第 1 号中「第 33 条第 13 号」を

「第 33 条第 14 号」に改め、同項第 2 号エ中「第 33 条第 14 号に規定する」を「第 33 条第 15 号の規定による」に改め、同号オ中「第 33 条第 15 号」を「第 33 条第 16 号」に改め、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 第 33 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第 2 号の 2 及び第 2 号の 3 において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 第 4 章の章名中「介護予防」を「指定介護予防支援に係る介護予防」に改める。

第 33 条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (2)の 2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (2)の 3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 33 条第 7 号中「解決すべき課題」を「支援すべき課題」に改め、同条中第 14 号を削り、第 13 号を第 14 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (14)の 2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)又は薬剤師に提供するものとする。

第 33 条第 12 号中「担当職員は、」の次に「介護予防サービス計画に位置付けた」を加え、「、介護予防サービス計画に基づき」を削り、「山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例」を「山梨県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」に、「作成を指導するとともに、サービ

スの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない」を「提出を求めるものとする」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等県指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

第33条第15号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条第16号中「第13号」を「第14号」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下このイにおいて単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第 33 条第 18 号中「第 12 号」を「第 13 号」に、「第 13 号」を「第 14 号」に改め、同条第 20 号中「退所」を「退所を」に改め、同条第 21 号中「主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)」を「主治の医師等」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(21)の 2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第 33 条第 22 号を削り、同条第 23 号を同条第 22 号とし、同条第 24 号を同条第 23 号とし、同条第 25 号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同号を同条第 24 号とし、同条第 26 号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同号を同条第 25 号とし、同条中第 27 号を第 26 号とし、第 28 号を第 27 号とし、同条に次の 2 号を加える。

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 48 第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する会議から、同条第 2 項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 30 の 2 第 1 項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第 5 章の章名中「基準該当介護予防支援」を「基準該当介護予防支援の事業」に改める。

第 35 条中「第 2 条、第 3 条及び第 2 章から前章(第 28 条第 6 項及び第 7 項を除く。)まで」を「第 2 章から前章まで(第 28 条第 6 項及び第 7 項を除く。)」に改め、「(法第 59 条第 1 項第 1 号に規定する基準該当介護予防支援をいう。)」を削り、「第 13 条」を「第 13 条第 1 項」に、「法第 58 条第 2 項」を「同条第 1 項」に改める。

第 36 条第 1 項中「当たる者」の次に「並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者(次項において「指定介護予防支援事

業者等」という。))を加え、「第 35 条」を「前条」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))」を削り、同条第 2 項中「指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者」を「指定介護予防支援事業者等」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

(都留市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 都留市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成 30 年都留市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

目次中「人員」を「指定居宅介護支援の事業の人員」に、「運営」を「指定居宅介護支援の事業の運営」に改める。

第 1 条中「、第 79 条第 2 項第 1 号」を削り、「指定居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援」に、「指定に係る申請者の要件並びに指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。))」を「事業」に、「法第 47 条第 1 項第 1 号」を「同号」に、「基準を」を「基準について」に改める。

第 4 条第 3 項中「指定居宅介護支援事業者」の次に「(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。))」を加え、同条第 4 項中「市町村」の次に「(特別区を含む。以下同じ。))」を加え、「法第 115 条の 46 第 1 項に規定する」を削り、「地域包括支援センター」の次に「(法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。))」を加え、「第 20 条の 7 の 2 第 1 項」を「第 20 条の 7 の 2」に改める。

第 2 章の章名中「人員」を「指定居宅介護支援の事業の人員」に改める。

第 5 条第 2 項中「利用者の数が 35」を「利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 115 条の 23 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 16 条第 29 号において同じ。))を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数

に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第2項中「以下」の次に「この項において」を加え、同項ただし書中「同項」を「前項」に改め、同条第3項第1号中「管理者」を「当該管理者」に改め、同項第2号中「管理者」を「当該管理者」に改め、「同一敷地内にある」を削る。

第3章の章名中「運営」を「指定居宅介護支援の事業の運営」に改める。

第7条第1項中「記載した文書」を「記した文書」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項で」を「第8項に」に、「記載すべき」を「記すべき」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

第34条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介

護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同項の次に次の 1 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者(法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第 9 条中「当該事業所」を「当該指定居宅介護支援事業所」に改める。

第 10 条中「確認する」を「確かめる」に改める。

第 12 条中「初回の訪問時」を「初回訪問時」に改める。

第 13 条第 1 項中「法第 46 条第 2 項」を「同条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「交通費」を「費用」に改める。

第 14 条中「指定居宅介護支援の提供に係る証明書」を「指定居宅介護支援提供証明書」に改める。

第 15 条第 1 項中「要介護状態」を「利用者の要介護状態」に改める。

第 16 条第 2 号中「行うものとする」を「行う」に改め、同号の次に次の 2 号を加える。

(2)の 2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第13号の2中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同条第14号イを同号ウとし、同号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第18号中「退院し、又は退所」を「退院又は退所を」に改め、同条第18号の2中「厚生労働大臣」を「市長」に改め、同条第18号の3中「厚生労働大臣」を「市長」に、「市」を「市町村」に改め、同条第22号中「当該計画」を「当該居宅サービス計画」に、「サービス担当者会議」を「、サービス担当者会議」に、「、その理由」を「その理由」に改め、同条第23号中「当該計画」を「当該居宅サービス計画」に改め、同条第24号中「同条第1項」を「同項」に、「若しくは地域密着型サービスの種類については、」を「又は地域密着型サービスの種類については、」に改め、同条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第17条の見出し中「法定代理受領サービス」を「法定代理受領サービス等」に改め

る。

第 19 条中「次の」を「次の各号の」に改める。

第 21 条中「定めなければならない」を「定めるものとする」に改める。

第 22 条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条第 1 項中「提供することができるよう」を「提供できるよう」に改め、同条第 2 項ただし書中「この限りでない」を「この限りでない」に改める。

第 22 条の 2 第 1 項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第 23 条中「指定居宅介護支援事業所」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第 24 条の 2 中「次の各号に」を「次に」に改める。

第 25 条第 1 項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 28 条(見出しを含む。)中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者」に改める。

第 29 条第 3 項中「市町村の職員」を「当該市町村の職員」に改める。

第 30 条第 1 項中「速やかに」を「、速やかに」に改める。

第 30 条の 2 中「次の各号に」を「次に」に改める。

第 32 条第 2 項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第 2 号エ中「第 16 条第 14 号」を「第 16 条第 15 号」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 16 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 33 条中「第 4 条、第 2 章及び前章」を「前 2 章」に、「法第 46 条第 2 項」を「同条第 1 項」に改め、「と、第 29 条第 1 項中「(第 6 項において「指定居宅介護支援等」という。)」に」とあるのは「に」」を削る。

第 34 条第 1 項中「当たる者」の次に「並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者

及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者(次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。))を加え、「第 33 条」を「前条」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))」を削り、同条第 2 項中「指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者」を「指定居宅介護支援事業者等」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

- (1) 第 1 条中都留市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 35 条に 1 項を加える改正規定
- (2) 第 2 条中都留市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第 33 条に 1 項を加える改正規定
- (3) 第 3 条中都留市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第 24 条に 1 項を加える改正規定
- (4) 第 4 条中都留市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第 25 条に 1 項を加える改正規定

##### (身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和 7 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定による改正後の都留市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第 93 条第 7 号及び第 198 条第 7 号並びに第 2 条の規定による改正後の都留市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第 54

条第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、  
「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を  
検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 3 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における新地域密着型サービス基準条例第  
107 条の 2(新地域密着型サービス基準条例第 129 条、第 150 条、第 178 条、第 190  
条及び第 203 条において準用する場合を含む。)及び新地域密着型介護予防サービ  
ス基準条例第 64 条の 2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第 87 条において  
準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「開催しなけれ  
ば」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 4 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における新地域密着型サービス基準条例第  
173 条第 1 項(新地域密着型サービス基準条例第 190 条において準用する場合を含  
む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定  
めておくよう努めなければ」とする。